

平成25年度（平成24年分）から実施される主な税制改正

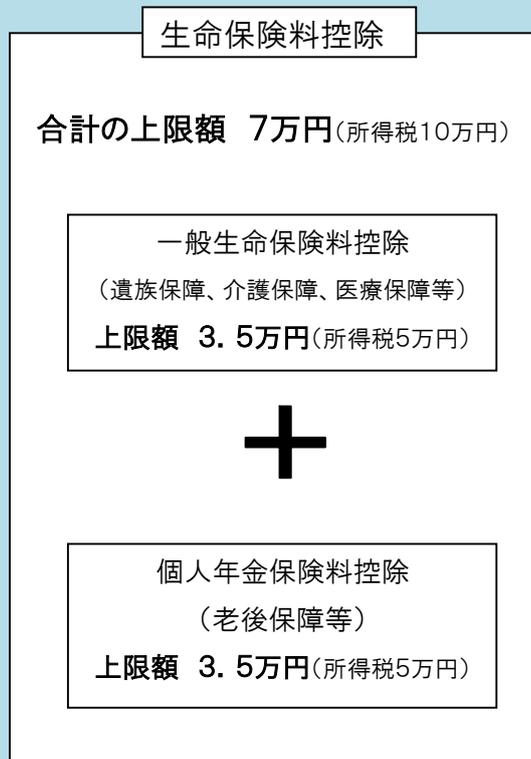
主な改正点

- ① 生命保険料控除
- ② 退職所得に係る住民税の計算方法

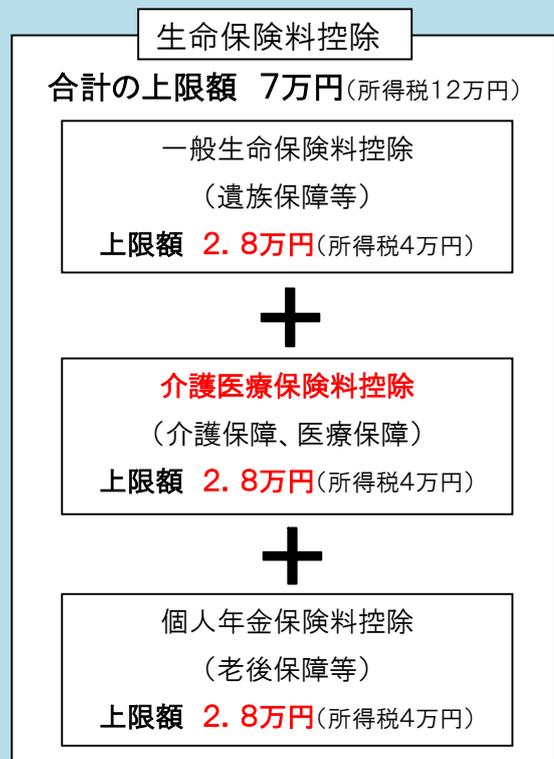
生命保険料控除が変わります

- ① **介護医療保険料控除**が新設されます。
- ② 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の**それぞれの保険料控除の上限額が2.8万円へ変更**されます。（所得税は4万円へ変更）
- ③ 生命保険料控除（一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除）の**合計の上限額は7万円のままで変更はありません**。（所得税は12万円へ変更）

旧契約



新契約



※平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等(以下、「新契約」)は、**改正後の適用**を受けます。
平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(以下、「旧契約」)は、**改正前の適用**を受けます。
※**新契約・旧契約のどちらにあたるかは、保険会社等から送付される保険料を支払ったことの証明書類等で確認するか、保険会社等に問合せください。**(福生市では確認できません)

計 算 方 法

生命保険料控除は「一般生命保険料控除」と「介護医療保険料控除」と「個人年金保険料控除」の3つで構成されています。下表の計算式(住民税)でそれぞれの控除額を算出し、合計したものが生命保険料控除になります。(合計の上限額は7万円です) ※所得税の場合、さらに下の表で計算してください。

計算式 (住民税) 旧契約の場合

支払保険料の金額(円)	控除額 (円)
0 ～ 15,000	支払保険料の金額 (例:5千円支払だと5,000)
15,001 ～ 40,000	支払保険料の金額×0.5+7,500
40,001 ～ 70,000	支払保険料の金額×0.25+17,500
70,001 ～	一律 35,000

計算式 (住民税) 新契約の場合

支払保険料の金額(円)	控除額 (円)
0 ～ 12,000	支払保険料の金額 (例:5千円支払だと5,000)
12,001 ～ 32,000	支払保険料の金額×0.5+6,000
32,001 ～ 56,000	支払保険料の金額×0.25+14,000
56,001 ～	一律 28,000

同一の保険種類で新契約と旧契約がある場合 (住民税)

たとえば、一般生命保険料控除の区分で新契約と旧契約がある場合・・・

◎新契約と旧契約でそれぞれの控除額を算出し、その額を合計した額です(上限額2.8万円)

新契約と旧契約を併せて控除額を出した場合、上限額が2.8万円になります。旧契約のみ適用させて控除額を出した場合の上限額は3.5万円です。そのため、旧契約の計算をして控除額が2.8万円を超えた場合は、旧契約のみ適用させた方が控除額が多くなります。

参考 所得税

※所得税は住民税と異なり合計の上限額の変更があり、改正後は12万円になります。

※新契約と旧契約があった場合の計算方法は住民税と同じですが上限額は12万円になります。

生命保険料控除 (旧契約)

合計の上限額 10万円

一般生命保険料控除
上限額 5万円

+

個人年金保険料控除
上限額 5万円

生命保険料控除 (新契約)

合計の上限額 12万円

一般生命保険料控除
上限額 4万円

個人年金保険料控除
上限額 4万円

介護医療保険料控除
上限額 4万円

支払保険料の金額	控除額
0 ～ 25,000	支払保険料の金額 (例:5千円支払だと5,000)
25,001 ～ 50,000	支払保険料の金額×0.5+12,500
50,001 ～ 100,000	支払保険料の金額×0.25+25,000
100,001 ～	一律 50,000

支払保険料の金額	控除額
0 ～ 20,000	支払保険料の金額 (例:5千円支払だと5,000)
20,001 ～ 40,000	支払保険料の金額×0.5+10,000
40,001 ～ 80,000	支払保険料の金額×0.25+20,000
80,001 ～	一律 40,000

計算例

生命保険料控除は「一般生命保険料控除」と「介護医療保険料控除」と「個人年金保険料控除」の3つで構成されています。生命保険料控除の額を出すには、この3つをそれぞれ算出し、それらを合計することになります。

共済掛金払込証明書（一般生命保険料控除申告用）					旧制度
契約者名 ○ ○ ○ ○ 様					
区分	契約名	払込掛金額	割戻金額	差引本年度払込掛金	
一般生命保険料控除	共済			30,000	
共済掛金払込証明書（一般生命保険料控除申告用）					新制度
契約者名 ○ ○ ○ ○ 様					
区分	契約名	払込掛金額	割戻金額	差引本年度払込掛金	
一般生命保険料控除	共済			40,000	
共済掛金払込証明書（介護医療保険料控除申告用）					
契約者名 ○ ○ ○ ○ 様					
区分	契約名	払込掛金額	割戻金額	差引本年度払込掛金	
介護医療保険料控除	共済			75,000	
共済掛金払込証明書（個人年金保険料控除申告用）					旧制度
契約者名 ○ ○ ○ ○ 様					
区分	契約名	払込掛金額	割戻金額	差引本年度払込掛金	
個人年金保険料控除	共済			70,000	
共済掛金払込証明書（個人年金保険料控除申告用）					新制度
契約者名 ○ ○ ○ ○ 様					
区分	契約名	払込掛金額	割戻金額	差引本年度払込掛金	
個人年金保険料控除	共済			70,000	

左の証明書を例に、**所得税の控除額**を出してみます。確定申告の際には所得税の控除額を記入します。

■まず、一般生命保険料控除を計算します

新契約が40,000円で旧契約が30,000円です。

①新契約と旧契約を分けて計算します

$$\text{新契約} \quad 40,000 \times 0.5 + 10,000 = 30,000$$

$$\text{旧契約} \quad 30,000 \times 0.5 + 12,500 = 27,500$$

②旧契約のみ使うか、新旧併せて使うかを判断します

旧契約のみ・・・27,500円（上限額50,000円）

新+旧・・・40,000円（57,500円だが上限額が4万円のため）

比べてみると、新契約と旧契約を併せたほうが控除額が大きいです。

③この場合の**一般生命保険料控除額**は

40,000円になります。

■次に、介護医療保険料控除を計算します

控除対象払込掛金が75,000円です。

①新契約の式で計算します（介護医療は旧がないため）

$$75,000 \times 0.25 + 20,000 = 38,750$$

②この場合の**介護医療保険料控除額**は、

38,750円になります。

■次に、個人年金保険料控除を計算します

新契約が70,000円で旧契約が70,000円です。

計算方法や考え方は一般生命保険料と同じです。

①新契約と旧契約を分けて計算します

$$\text{新契約} \quad 70,000 \times 0.25 + 20,000 = 37,500$$

$$\text{旧契約} \quad 70,000 \times 0.25 + 25,000 = 42,500$$

②旧契約のみ使うか、新旧併せて使うかを判断します

旧契約のみ・・・42,500円（上限額50,000円）

新+旧・・・40,000円（80,000円だが、上限額が4万円のため）

比べてみると、旧契約のみのほうが控除額が大きいです。

③この場合の**個人年金保険料控除額**は、

42,500円になります。

■最後に3つの控除額を足します

一般生命保険料控除額・・・40,000円

介護医療保険料控除額・・・38,750円

個人年金保険料控除額・・・42,500円

合計・・・121,250円

3つの合計の上限額は12万円なので、

生命保険料控除額は120,000円になります。

生命保険料控除（所得税）の組み合わせ例

合計の上限が10万円の組み合わせ

一般生命保険(旧)のみ 上限額 5万円	個人年金保険(旧)のみ 上限額 5万円
-------------------------------	-------------------------------

合計の上限が12万円の組み合わせ

一般生命保険(新)のみ 上限額 4万円	介護医療保険 上限額 4万円	個人年金保険(新)のみ 上限額 4万円
-------------------------------	--------------------------	-------------------------------

一般生命保険(新) + 一般生命保険(旧) 上限額 4万円	介護医療保険 上限額 4万円	個人年金保険(新) + 個人年金保険(旧) 上限額 4万円
---	--------------------------	---

一般生命保険(旧)のみ 上限額 5万円	介護医療保険 上限額 4万円	個人年金保険(新) + 個人年金保険(旧) 上限額 4万円
-------------------------------	--------------------------	---

一般生命保険(新) + 一般生命保険(旧) 上限額 4万円	介護医療保険 上限額 4万円	個人年金保険(旧)のみ 上限額 5万円
---	--------------------------	-------------------------------

退職所得に係る住民税の計算が変わります

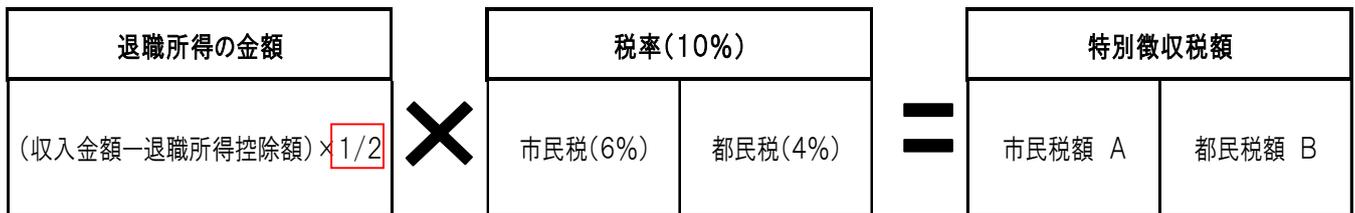
①10%税額控除が廃止されます。

②勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得金額の計算が変わります。(1/2にする軽減措置の廃止)

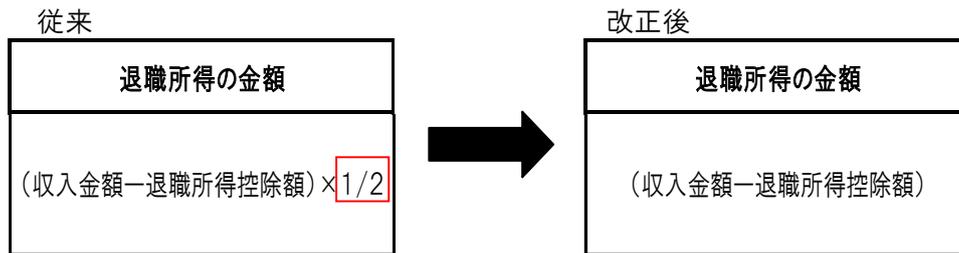
重要 平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用されます。

《改正後》平成25年1月1日以後に支払われる場合

《10%税額控除が廃止されます》



《勤続年数5年以下の法人役員等に対する場合、退職所得金額の1/2にする軽減措置が廃止されます》



退職所得控除額の計算方法

勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)

勤続年数が20年超の場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

《参考》従来(平成24年12月31日以前に支払われる場合)の計算方法

